

神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験 運営パートナー募集仕様書

1. 実施目的

次の目的の達成を目指して、神戸市教育委員会事務局（以下、神戸市）と運営パートナーが協働で社会実験を実施する。

- ・神戸モデル標準服の全市的なリユースシステムを導入し、生徒保護者の経済的負担軽減及び利便性を向上する。
- ・従来は校内での標準服リユースに使用される以外は、卒業後に廃棄されていたと思われる標準服の全市的なリユースを促進することで、廃棄物を減らし、環境保護に資する仕組みとする。
- ・従来、校内での標準服リユースにかかわっていた学校現場や保護者（PTA 等）の負担を軽減し、安心して利用できる持続可能な仕組みとする。

2. 内容

(1) 実施期間（予定）

令和7年9月上旬から令和9年5月31日（月）まで

(2) 実施対象

神戸市立中学校（分校除く）・義務教育学校（後期課程）（以下「市立中学校」）82校のうち、原則、全員着用校33校を対象とする（希望者着用校49校の参画は任意）。

(3) 役割分担

神戸市及び運営パートナーは、神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験にあたり、次に掲げる役割を対等な立場で分担するとともに各自の責任において実施し、事業を協働で推進するものとする。

① 神戸市

- (ア) 社会実験全体の総括
- (イ) 学校との調整
- (ウ) 社会実験の周知・広報

② 運営パートナー

- (ア) 社会実験に係る事業の運営
 - ・利用者の募集、登録
 - ・料金徴収（システム使用料含む）
 - ・苦情、問い合わせ、事故対応等
- (イ) 事業に必要な設備施設やシステム等の調達及び維持管理
- (ウ) 市立中学校の生徒及び保護者以外による目的外利用予防対策
- (エ) 利用者への周知・広報
- (オ) 各種データの収集、整理、分析並びに当該データの神戸市への提供、社会実験に係る事業の定期報告及び結果報告
- (カ) 利用者アンケート調査の実施及び分析、市が実施する社会実験の効果検証への協力
- (キ) 市の事業への協力（リユース啓発イベント等での連携）
- (ク) （回収箱等を設置した場合）実施期間終了後の原状回復

3. 費用

本社会実験に係る事業の運営に要する費用は、全て運営パートナーの負担とする。
(必要に応じて物品を設置する場合、その使用又は占有に係る使用料を含む)

4. 料金、付帯等事業

- ・事業運営に必要な範囲で料金を徴収してもよいが、生徒保護者の経済的負担軽減に配慮し、市場価格を上回るものは不可とする。
- ・運営パートナーは社会実験に係る事業に付帯又は社会実験に係る事業から派生する事業（以下、「付帯等事業」という。）を実施する場合は、事前に神戸市と協議の上、承認を得ること。なおすでに付帯等事業を実施している場合も、事前に同市と協議の上、承認を得ること。

5. 利用方法

- ・市立中学校生徒及び保護者等が、一般的に誰でも利用できるような方法とすること。

6. 運営方法

- (1) 社会実験に係る事業の運営にあたっては、必要な人員を確保するなど、社会実験に係る事業の運営体制を整え、事業を円滑に進めること。
- (2) 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、利用者側からは常時連絡・対応可能な体制とし、事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 個人情報を取得する場合は、法令に基づき適正に管理すること。
- (4) 必要に応じて、回収物の盗難防止や悪用防止のための対策を講じること。
- (5) 物品（回収箱等）を設置する場合は、各施設の管理責任者と設置場所や設置作業に必要な調整を行うこととし、設置に起因して第三者から社会実験に係る事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。
- (6) 実施期間中に、運営パートナー側の理由あるいはその責任の範囲に起因して社会実験を中止せざるを得ない場合は、すみやかに協議を行うこと。
- (7) その他、当該事業において法令等を遵守すること。

7. 結果報告

- (1) 運営パートナーは、利用状況等の事業運営に係るデータを収集し、適宜、神戸市に提供すること。また、実施したアンケート調査の結果も同様とする。
- (2) 運営パートナーは、実施報告書を神戸市に提出すること。
 - ①定例的な運営状況報告
 - ②社会実験終了後の全体実施報告

8. 留意事項

- ・各校が実施している従来の回収活動は、本社会実験期間中も継続する場合がある。